

一般の事業用（一括有期事業を除く。）

委託事業主のみなさまへ

令和8年度 労働保険年度更新のお知らせ

新潟労働局 総務部 労働保険徴収課

労働保険の年度更新を行う時期になりました。
委託している労働保険事務組合の指定する期日までに手続きをしてください。

なお、令和8年度から雇用保険率が改定されますので、ご注意ください。

1 「賃金等の報告」は期限までに事務組合へ

- (1) 2ページの「労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入の仕方」をよくご覧になり、誤りのないよう記入して、必ず事務組合が指定する期限までに提出してください。
- (2) 「賃金等の報告」は、労働保険番号ごとに作成が必要なため、複数枚提出する場合があります。
- (3) 「賃金等の報告」は、「組様式第4号」、「組機様式5号」のうち、いずれかを配布していますが、2ページの記入例に準じて作成してください。

2 「賃金等の報告」の作成時に特に注意してほしい事項

- (1) 労災保険欄には、**臨時・日雇・パート・アルバイトを含めて雇用している労働者全員の賃金・賞与等を記入**してください。
※ 各支払賃金欄（雇用保険欄も同様です。）は、通勤手当等の各種手当も含み、源泉所得税や健康保険料、雇用保険料、住民税等を差し引く前の支給総額を記入してください。
- (2) 労災保険の各月人数欄は支払人員数ではなく、各月末（賃金締切日がある場合は月末直前の当該締切日）の使用労働者数を記入してください。賞与等人数欄は、支払人員数を記入してください。
- (3) 雇用保険欄には、雇用保険被保険者全員の賃金・賞与等を記入してください。
※ 雇用保険被保険者の届出に漏れや間違いがないか、記入後に再度確認してください。
- (4) 雇用保険の各月人数欄は支払人員ではなく、各月末現在の被保険者数を記入してください。

3 アスベスト救済法に基づく一般拠出金

一般拠出金率は、0.02/1000を適用することになります。

4 保険料等の納付は指定期日までに

労働保険料等（一般拠出金を含む。）の額及び納入期日は事務組合から「労働保険料等納入通知書」により通知されますので、指定期日までに必ず事務組合に納入してください。

5 労働保険料率について

- (1) **令和8年度の労災保険率、令和7年度から変更はありません。**
- (2) **雇用保険率は、令和8年度改定があります。**

6 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入の仕方

- 労働保険料を算定する基礎となるものです。誤りのないよう記入してください。
 - 本表は労働保険番号ごとに作成することから複数枚必要となる場合があります。
 - 委託事務組合から「特別加入者の欄」「予備欄」など記載方法について特段の指示がある場合はその方法により記入してください。
- ※ この記入例と一部異なる様式が配布されている場合がありますが、この記入例に準じて記入してください。

●**労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金欄**
「支払賃金」欄
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に使用した労働者に支払った賃金を月別（支払い月ではなく賃金の対象となった月単位）、労働者の項目別に記入（アルバイト等の労働者も含まれます）
支払賃金は、通勤手当等諸手当を含めた賃金総額で記入します。
「人員」欄
各月末（給与締切日がある場合には月末直前の当該給与締切日）の使用労働者数を記入し、「賞与人員」欄には、支払い人員を記入します。

●**特掲事業欄**
下記により○で囲む。
農林水産業、酒造業、建設業
「イ、該当する」
上記以外の事業
「ロ、該当しない」
ただし、農林水産業の場合でも特掲事業に該当しない事業があります。事務組合へお問い合わせください。

●**雇用保険対象被保険者数及び賃金欄**
「支払賃金」欄
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に使用した雇用保険被保険者に支払った賃金を月別、労働者の項目別に記入。
支払賃金は、通勤手当等諸手当を含めた賃金総額で記入します。
「人員」欄
各月末（給与締切日がある場合には月末直前の当該給与締切日）の使用労働者数を記入し、「賞与人員」欄には、支払い人員を記入します。
※3ページ目の「雇用保険の資格取得・資格喪失について」を参照のうえ計上漏れのないよう十分注してください。

●**令和8年度概算の延納（分割納付）欄**
労働保険料の延納（分割納付3回）を希望する場合は「イ・する」
希望しない場合は「ロ・しない」を○で囲む

組様式第4号

労働保険料等算定基礎賃金等の報告（事務組合控）

① 労働保険番号 1 5 3 0 1	② 雇用保険番号 1 5 0 1	③ 事業の名称（特）労働印刷 〒(950-8625)	④ 事業の所在地 新潟市中央区美咲町1-2	⑤ 事業主の氏名 代表取締役 労働 ○ 郎	⑥ 代表者氏名 新岡 ○ 子	⑦ 事業の概要（具体的に記入してください） 印刷業	⑧ 特掲事業 イ・する ○ ロ・しない
⑨ 令和7年度確定 承認された給付基礎日額 12,000円	⑩ 特別加入者氏名 労働 ○ 郎	⑪ 令和8年度概算 希望する給付日額 16,000円	⑫ 令和8年度概算 保険料算定基礎額 5,840,000円	⑬ 令和8年度 賃金総額の見込額 20,982,038円	⑭ 令和8年度 賃金総額の見込額 20,982千円	⑮ 令和8年度 賃金総額の見込額 31,932千円	⑯ 予備欄

区分	労働保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				雇用保険対象被保険者数及び賃金				
	(1) 常 労	(2) 役員で労働者扱いの者 （業務執行権を有する者の 指示を受けて労働に従事し、 賃金を得ている者等 （裏面参照））	(3) 臨時労働者 （パートタイマー、 アルバイト等）	(4) 合 計 ((1)+(2)+(3))	(5) 被 保 険 者 （日雇労働被保険者に 支払った賃金を含む。 なお、パートタイマー、 アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く（裏面参照））	(6) 役員で被保険者扱いの者 （給与支払等の面から みて労働者の性格の強い者（裏面参照））	(7) 合 計 ((5)+(6))		
月別内訳	令和7年4月	5人 1,152,605円	1人 345,611円	2人 114,621円	8人 1,613,837円	5人 1,152,605円	1人 345,611円	6人 1,498,216円	
	5月	5 1,153,291	1 344,502	2 115,504	8 1,613,297	5 1,153,291	1 344,502	6 1,497,793	
	6月	6 1,181,826	1 351,284	1 62,599	8 1,595,709	6 1,181,826	1 351,284	7 1,533,110	
	7年7月	5 258,621	1 518,199		6 776,820	5 258,621	1 518,199	6 776,820	
	7年12月	6 262,344	1 520,233		7 782,577	6 262,344	1 520,233	7 782,577	
	年 月								
	合 計	14,589,486	5,239,012	1,153,540	20,982,038 20,982千円 31,932千円	14,589,486	5,239,012	19,828,498 19,828千円 19,828千円	

●**特別加入者欄**
中小事業主の第一種特別加入者の氏名及び基礎日額を記入。
「承認された給付基礎日額」欄
令和7年度に承認された給付基礎日額を記入。
「希望する給付日額」欄
令和8年度に希望する給付基礎日額を記入。
日額を変更したい場合は事前に事務組合に連絡が必要。

●**賃金総額の見込額欄**
原則として前年度と同額としてください。
前年度の賃金総額の2倍以上又は半分以下が予想される場合はその見込み賃金額を記入。

●**1ヶ月平均使用労働者数**
以下の算式により記入してください。（少数以下は切り捨て、「1」未満は「1」を記入）
各月末（賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日）の使用労働者数の合計
12月
（ただし、令和7年度途中で保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立後の月数）
一括有期事業は、1日平均使用労働者数を次の算式で求め記入してください。
令和7年度中の延べ使用労働者数
令和7年度中の所定労働日数（小数点以下の処理は上記と同様）

7 雇用保険について

(1) 雇用保険率

(令和8年4月1日)

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産の事業 清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

※ 詳細については、別紙パンフレットをご確認ください。

- ① 農林水産事業のうち、園芸サービスの事業・牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業又は内水面養殖の事業は「一般の事業」の保険料率が適用されます。
- ② 雇用保険の被保険者の方が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金に1000分の5(一般の事業の場合。一般の事業以外は1000分の6)を乗じて算定します。

※ 上記により計算した被保険者負担分の額に1円未満の端数が生じたときの取扱いは次のとおりとなります。

- ア 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、端数が50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- イ 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、端数が50銭未満のときは切り捨て、50銭以上のときは切り上げとなります。
- ウ ただし、事業場において慣習的な取扱い等の特約がある場合は、この限りではありません。

③ 《雇用保険マルチジョブホルダー制度》

令和4年1月から、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して加入要件を満たす場合に、特例的に雇用保険の被保険者となるようになりました。この場合、雇用保険の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生しますので、申告漏れにご注意ください。

(2) 雇用保険の被保険者資格取得・資格喪失について

- ① **週20時間以上かつ31日以上引き続き雇用されることが見込まれる**労働者を雇用した場合は、**常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず**、また、本人の意思を問わず雇用保険の被保険者として資格取得の手続きが必要となります。
- ② 該当者が生じた場合は事務組合まで至急連絡してください。また、被保険者が離職した場合は資格喪失の手続きが必要ですので、この場合も事務組合に連絡してください。

8 継続事業一括申請について

- (1) 労働保険は、本社、支社、営業所、工場など場所的に分離され、活動組織上の独立性が認められるものは個別の事業として、それぞれが適用事業場となり、労働保険番号の振出を受けるのが原則です。
ただし、事業主・保険の種類・業種が同一であれば、「継続事業一括申請書」を提出し承認を受けることによって、指定する労働保険番号で労働保険料等を一括して申告納付することができます。
- (2) 上記の手続を「継続事業一括申請」といいます。
具体的な手続き方法等は事務組合、新潟労働局総務部労働保険徴収課、最寄の労働基準監督署又はハローワーク(公共職業安定所)にご相談ください。

9 特別加入制度について

- (1) **労働者を年間100日以上雇用していることを常態とする事業主**は、中小事業主として特別加入(第一種特別加入)することができます。
特別加入をすると、所定労働時間内に労働者と同様の業務に従事している際の事故や、労働者の就業時間に接続して行われる業務を事業主のみで行う場合の事故、通勤途中の事故など、労災保険の給付を受けることができます。**具体的な手続き方法等は事務組合、新潟労働局総務部労働保険徴収課又は最寄の労働基準監督署にご相談ください。**
- (2) **事業主本来の業務中(事業主団体の会議などの事業主としての立場において行われる業務)の事故などによる負傷等の治療費等は、労災保険の給付の対象とはなりません。**
- (3) 既に特別加入されている方で、承認を受けている業務内容や役職の変更、辞職などに変更がありましたら、必ず事務組合に連絡してください。

新潟労働局 総務部 労働保険徴収課

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲町合同庁舎2号館

電話025-288-3502 FAX025-288-3514

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります)。
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です)。

< 令和8年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	①	②		① + ② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。